大銀協フォーラム規程

（名称）

第１条　本会の名称は、大銀協フォーラムとする。

（目的）

第２条　本会は、金融経済学者の研究活動支援、学界と銀行界の交流および学者間の相互交流に関する活動等を実施することにより、大阪の金融経済の発展に資することを目的とする。

（主催者および事務局）

第３条　本会は、一般社団法人大阪銀行協会（以下、「協会」という。）が主催し、事務局は協会調査部に置く。

（会員）

第４条　本会は、次のいずれかに該当する者を会員とする。

（１）　日本学術会議協力学術研究団体の指定を受けている学会に所属し、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県および和歌山県に所在する大学（以下、「関西所在大学」という。）の准教授、講師、助教、助手、研究員、院生等で入会を希望する者

（２）　関西所在大学の准教授、講師、助教、助手、研究員、院生等で、会員の推薦を受け入会を希望する者

（３）　本会に入会を希望し、金融調査委員会で妥当と認める者

（会費）

第５条　会員の入会費、年会費等は無料とする。

（会員が昇任等した場合）

第６条　会員が教授に昇任する場合または関西所在大学以外の国内所在の大学に転籍する場合においても、引き続き会員資格を有する。

（退会）

第７条　会員本人による申出のほか、次に該当する場合は、本会を退会したものとする。

（１）　本会事務局から２年以上連絡を取れない者

（２）　関西所在大学等の退職または民間企業等への就職等により、本会の会員資格を充足しなくなった者

（事業）

第８条　本会は、第２条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　研究支援

（２）　講演会等の開催

（研究支援）

第９条　第８条に規定する研究支援として、金融調査委員会が選考した銀行・金融経済に関する研究に対して、表彰と助成金の支給を行う。

２　表彰の選考基準および助成金の支給額等は、別紙に定める。

３　表彰された企画に基づく論文は、予め定めた期間内に提出を受け、会員、協会の社員銀行および特別会員、会員所属大学、公的図書館等に配布するとともに、協会ウェブサイトに掲載する。

（講演会等の開催）

第10条　第８条に規定する講演会等は、以下を対象として年２回以上開催する。

（１）　会員

（２）　協会の社員銀行および特別会員、銀行系シンクタンクの役職員等

（３）　その他金融調査委員会で妥当と認める者

２　講演会等の講師は、原則として次に掲げる者が務める。

（１）　銀行側が講師となる場合は、銀行または銀行系シンクタンクの役職員

（２）　学者側が講師となる場合は、会員または大学に在籍する学識経験者等

以　上

（本会の設置時期）1996 年 3 月

（備考）2003 年　7 月　3 日　制定

（備考）2014 年　6 月 18 日　改正

2023 年　2 月　1 日　改正

2023 年 12 月　1 日　改正

（別紙）

銀行・金融経済に関する研究に対する表彰の基準・助成金の支給額

大銀協フォーラム第９条第２項に定める表彰と助成金の支給は、研究支援企画書を募集する都度、以下の表に基づき行う。

賞	選考件数	選考基準	助成金額
優秀賞	1 件	本会として支援に値するレベルの企画	原稿料として、単独研究、共同研究ともに 1 件 50 万円（所得税および復興特別所得税の源泉徴収前）
特別賞	3 件以内	優秀賞に準ずるレベルの企画	原稿料として、単独研究、共同研究ともに 1 件につき 15 万円（同）
奨励賞	適宜	表彰に値する企画	支給なし

以　　上